

設問		回答
1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とはどんな物質ですか	硝酸化合物及び亜硝酸化合物として、肥料などに使用されています。
2	水道水は安全ですか	水道水は安全であることを確認しています。詳細は、北部上下水道課(053-525-6085)にお問い合わせください。
3	製造や使用について、規制はされていますか	硝酸化合物及び亜硝酸化合物として、水質汚濁防止法の有害物質に指定されており、事業場からの排水について排水基準がかかっています。また、環境基本法により、公共用水域や地下水での環境基準値が定められています。
4	水道水に規制基準値はありますか	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の水道水質基準は10mg/L以下です。
5	どこで検出されていますか	超過地点について、個人情報や風評被害の観点から公表はしていません。
6	健康被害はわかっていますか	乳幼児(特に生後3ヶ月くらいまでの乳児)においてメトヘモグロビン血症によるチアノーゼが知られています。

井戸の使用について

設問		回答
7	所有している井戸の水質検査をしてもらえますか。	対象の方には、検査のお知らせを配布します。検査結果が出るまでは、飲用を控えてください。ちらしを受け取られていない場合は、ご心配でしたら民間の検査機関にて検査することをお勧めします。
8	井戸水について自主的に水質検査をしたところ、基準値を超過しました。どうすればよいですか。	井戸水の飲用は控え、水道水等を飲用するようにして下さい。
9	上下水道に切り替える工事について相談できますか	上下水道部北部上下水道課(TEL:525-6085)にご相談ください。
10	汚染が広がっているのであれば、井戸は使用しない方がよいですか。	井戸水の管理は井戸所有者の責任となります。ご心配でしたら定期的な水質検査を行い、基準値を満たしているかどうか確認してからお使いいただくようにしてください。
11	汚染の原因は何ですか	周辺に環境基準超過との因果関係が推定される事業場がないこと、調査した周辺井戸の全てにおいて、当該物質が検出され、汚染が面的に広がっていること、当該地域及び周辺地域には畑が多く、全国的に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」による地下水汚染の原因は施肥によるものが大半であることが知られていることから、今回の汚染は施肥によるものと判断しています。
12	継続的に井戸水の調査は行いますか	今回の調査で超過が確認された井戸については、年1回の調査を続けていながら、経過を注視していきます。